

相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会をされる方へ

1 照会する庁は、被相続人の最後の住所地を管轄する裁判所です。最後の住所地は被相続人の住民票除票又は戸籍の附票で確認してください。

また、照会ができる方は、以下の2通りに限られます（なお、本説明書は以下のAの方を対象としておりますのでご注意ください）。

A 相続人（照会者が相続放棄・限定承認の申述をしたか否かは問いません）

B 被相続人に対する利害関係人（債権者等）

2 照会の手数料は無料です（受理証明書交付申請については以下の※を参照）。

3 照会の際は、以下の書類が必要になります。ただし、例外的にその他の書面のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

なお、②③④の書類については、原本の還付が可能です。ご希望される場合は、原本とコピーの両方をご提出ください（照合の上で原本をお返しします）。コピーする際は、付せん部分の付け忘れや認証の日付の写し忘れがないようご注意ください。

① 照会申請書及び被相続人等目録

② 被相続人の住民票の除票（本籍地の表示があるもの）

廃棄になっている場合は、被相続人の最後の住所地が当庁管轄内であった旨の調査報告書と疎明資料

③ 照会者と被相続人の戸籍謄本（照会者と被相続人の関係がわかる戸籍謄本）

戸籍謄本のうち、照会者の戸籍については発行から3か月以内のものを提出してください。なお、ご提出いただいた戸籍謄本だけでは照会者と被相続人との関係がわからない場合は、その関係がわかる戸籍謄本を別途ご提出いただくこととなります。

④ 照会者の住民票

⑤ 相続関係図・・・被相続人と相続人の関係図（手書きで結構です）

⑥ 委任状（代理人に委任する場合のみ必要です）

本照会において代理人になれるのは弁護士のみです。

⑦ 宛名を記入した返信用封筒と切手・・・郵送で回答を求める場合のみ必要です。

4 調査期間は、以下のとおりです。

(1) 被相続人の死亡日が平成18年以降の場合、死亡日から現在まで

(2) 被相続人の死亡日が平成17年以前の場合、第1順位者については被相続人が死亡した日から、後順位者については先順位者の放棄が受理された日からそれぞれ3か月間が調査期間となり、それ以上の期間の照会には応じられませんのでご了承ください。

5 照会者本人が直接窓口にお越しになる場合は、ご本人の身分を証明できるもの（運転免許証、保険証、パスポート、住基カード等）と印鑑をお持ちください。

6 相続人からの照会においては、同順位相続人・後順位相続人からの照会の場合、照会の理由によってはお受けできないことがありますので、ご了承ください。

※ 受理証明書（相続放棄を受理している旨の証明書）交付申請については、有無の照会の審査と異なり、さらに添付書類が必要となる場合があります。不明な点については、家庭裁判所にお問い合わせください。相続人1人につき150円の申請費用が必要です（限定承認の場合は相続人の人数に関係なく一律150円）。

照会先一覧表	青森家庭裁判所家事受付センター	(017-722-5732)
	弘前支部	(0172-32-4371)
	八戸支部	(0178-22-3167)
	五所川原支部	(0173-34-2927)
	十和田支部	(0176-23-2368)
	むつ出張所	(0175-22-2712)
	野辺地出張所	(0175-64-3279)